不利益処分に係る処分基準

| 処分の名称 | | | 称 | 健康福祉センター西楽園入館の禁止等 |
|---------|-----------|-----------|----|---|
| 根执 | 根拠条例·規則等名 | | | さいたま市健康福祉センター西楽園条例 |
| 条項 | | | | 第 10 条 |
| 所 | 管 | 部 | 課 | 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課 (電話:048-829-1259) |
| 処 分 基 準 | 合 は 由) | 設定(その | 理 | 市長は、西楽園内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。 |
| | 設定 | 等年 | 月日 | 平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| | 備 | 考 | | |